

閲覧用

令和 7 年 10 月 27 日

第 10 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和7年 第10回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月27日（月曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員8名・農地利用最適化推進委員5名 合計13名）

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員

農業委員1 大 宮 孝 則

推進委員5 長 山 務

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

半 澤 壮 都

事務局主事 阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第3号議案 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

報告第1号 農地法第5条第1項ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

報告第3号 農地現状変更届について

5. 会議概要

午前9時51分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思います。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和7年第10回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長をお願いしたいと思います。では会長よろしく願います。

○会 長 はい、それでは皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦勞様でございます。まず今月皆さんから農地パトロール大変ご苦勞様でございました。まだ若干ありますけども、大変ご苦勞様でございました。それからやっと色々情勢、選挙も終わりました。静かなやっとな安定した仕事出来るかなと思いますけど、農政の方も前の石破さんから高市さんに代わって、石破さんの時に農政の方も今度方向転換をして、主食用米を増産するって話ではありましたが、総理大臣や大臣が変わったらまた今度コロッと変わって、こういう様な状況が続くと我々生産者、農業者もそうですけど、職員の方々も大変混迷しているのではないかなと思っています。それでやはりこういう状況が、高市さんが長期政権となっていて、その方向性を一つにもって我々もそういうものに取り組んでいきたいなと思いますので、何をやるにも安定した政権が一番だなと思いますので、一つそういう所も心掛けていきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは早速ですけど議事に入りたいと思います。

○議 長 本日は大宮委員と長山務委員の方から欠席届が出されております。本日の出席は13名という事でございます。農業委員会に関する法律第27条の第3項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまずご報告致します。よろしくお願いします。

それから日程第1「会議録署名委員の指名」でございますけれども、大河原町農業委員会会議規則第31条の第3項の規定に基づきまして、7番の鈴木勉委員と8番の松井誠子委員をお願い致します。

次に日程第2「会期の決定」でございますけれども、会期は本日1日としてよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

はい、ありがとうございます。異議なしという事で、本日1日と決定させていただきます。

それから日程第3「議事」に入ります。本日の議事は議案第1号から第3号、そして報告事項が1号から3号となっておりますので、よろしくお願いします。それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、新寺字東。地目台帳及び現況が田。面積が575㎡です。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該地を譲り受け農業経営の充実を図る。権利の移転の別と致しまして所有権移転。

対価総額は1万5000円、10アール当たり3万円。移転時期としましては許可後。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、大変ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。周辺にはほ場が整備された地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に関わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。はい、角田委員。

○角田真由美委員 はい、トラクターは2台あります。

○議長 はい、事務局トラクターは2台あるそうです。

○事務局係長 はい、訂正しておきます。ありがとうございます。

○角田真由美委員 田植機はない。乾燥機もない。

○中間管理事業マネージャー コンバインもないの？

○角田真由美委員 コンバインも乾燥機もないよ。田植機もないよ。別の方に頼んでいる。全部管理は自分がしているけど、植える時は借りた田植機を使って植えて、刈り取る時は全部乾燥調製も含めて頼んでいる。

○議長 ここは訂正で、乾燥機なしね？

○事務局係長 乾燥機なし、トラクター2台。

○議長 はい、ありがとうございます。その他ございませんか？（「なし。」の声あり。）

はい。なしという事でございますので、これから採決を致します。第1号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

続きまして第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字南桜町。地目台帳が宅地、現況が畑となっております。面積が628.02㎡です。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、住宅用地として宅地分譲する。移転の別と致しまして所有権移転。施設概要が宅地分譲3区画。工事期間と致しましては令和7年12月1日から令和8年2月28日です。農地区分は第3種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は桜町郵便局から北東へ200mくらいの住宅地内にあり、平坦かつ区画整理されていることから、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。

はい、なしという事でこれから採決を致します。第2号議案の進行番号1について、許可相当として知事に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい、進行番号2・西部地区。申請地と致しまして、字新東。地目台帳及び現況が田。面積が520㎡の内518.45㎡です。理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、住宅用地として宅地分譲する。移転の別としまして所有権移転。施設概要と致しましては宅地分譲4区画。工事期間と致しましては令和7年11月30日から令和8年1月31日です。農地区分が第3種農地となります。関連議案と致しまして次の3番ですが、面積の方が520㎡の内の518.45㎡となっていますけども、その残りの分の面積1.55㎡に関しましては、次の進行番号3番でご説明させて頂ければと思います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。はい、加藤委員

○加藤照男委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原小学校の北東約200mの所で、住宅に隣接している所であります。区画整理されていることから何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に耕作している田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ありませんか？(「ないです。」の声あり。)

はい、なしという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号3を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 3・西部地区。申請地と致しまして、字新東です。地目台帳及び現況が田。面積が 520 m²の内 1.55 m²です。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、自宅敷地の一部として利用する。移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要と致しまして自宅敷地 1.55 m²。工事期間と致しましては、令和 7 年 11 月 30 日から令和 7 年 12 月 14 日。農地区分は第 3 種農地になります。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。事務局から補足がある様なのでお願いします。

○事務局係長 はい。補足でこちらの申請理由ですが、進行番号 2 の方で宅地分譲する際に測量しましたら、隣のお宅の一部塀が越境していたという所で、そのこの整理をするために今回の申請を出して頂いたところでございます。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただいま追加で事務局の方から説明がございました。事務局の説明が終わりましたので、今度は担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。調査内容・意見については、先ほどの進行番号 2 と同じでありますので、省略させていただきます。

○議 長 はい、ありがとうございます。同じという事で省略という事ですが、この件に関して皆さんの方から質疑のある方、挙手をお願いします。（「ありません。」の声あり。）

はい、これから採決を致します。第 2 号議案・進行番号 3 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成という事で許可相当と致します。はい、大変ありがとうございます。

続きまして進行番号 4 を上程致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい、進行番号 4・東部地区。申請地と致しまして、字中の倉。地目台帳及び現況が畑。面積が 358 m²です。理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、宮城県大河原産業高等学校の農業実習場の整備を行う。移転の別といたしまして所有権移転です。施設概要と致しましては学校農場実習場整備 36,896.5 m²です。工事時期と致しましては許可日から令和 9 年 3 月 31 日まで。農地区分が第 1 種農地となっております。こちらですが進行番号 5 から 22 は進行番号 4 と同じ事業計画なので、省略させて頂ければと思います。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、小笠原委員。

○小笠原良一委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は JR 東北本線の北側、スポーツパークゴルフ場のパークゴルフ場の隣接地であり、平坦である事から問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われます。ご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。4 番から 22 番までね。（「ありません。」の声あり。）

ありませんね。ありませんという事なので、これから採決を致します。まとめて採決を致しますので、よろしくお願いします。第2号議案の進行番号4から22について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で大変ありがとうございました。許可相当と致します。

次に第3号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第3号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字新東。地目台帳が田、現況が宅地。面積が432㎡となっております。非農地となった時期が平成元年頃から。申請人理由と致しまして、当該地は平成元年頃よりプレハブ倉庫、コンテナ倉庫ならびに電化製品仮置場になっており、願出人が令和5年に相続により取得したが、すでに賃借人の下水管、雨水管が埋設されている状況のため農地として復元することは困難であるという事でした。非農地証明の適用と致しまして、農地法関係事務処理の手引き令和7年6月宮城県農業会議作成。「P104、非農地判断、4.判断基準、イ。ア以外の場合であって、その土地の周囲で状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当致します。「P105、非農地証明、3.証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく農地以外となった実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。申請地は登記地目が田で、現況が宅地となっている。現地に立っているプレハブ倉庫などからすると、20年以上は経過していると思われます。2、再び農地として利用される可能性がないか。建物も在り駐車場として利用されている事から、農地としての利用はないと思われます。3、農地以外となった実状及び実体が真に止むを得ないか。宅地利用の区画整理された所でもあり、非農地になったのは止むを得なかったと思われます。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。非農地になった経緯及び20年経過要件を満たしており、非農地証明は妥当であると考えられます。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？(「ないです。」の声あり。)

はい。ないという事でございますので、これから採決を致します。第3号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届出について」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届出について」進行番号1・東部地区。申請地と致しましては、字中の倉。地目台帳及び現況が畑。面積の方が62㎡です。そのほか2筆ございまして、合計畑3筆で計276㎡となっ

ております。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により譲り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、道路として整備する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転です。施設概要と致しましては町道改良事業となります。工事期間と致しまして令和4年5月20日から令和5年2月22日。農地区分としては第2種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。事務局から補足がある様なのでお願いします。

○事務局係長 はい、補足をさせていただきます。こちらは先程の大河原産業高校の転用の関連案件になりまして、その際令和4年に一部道路として町が既にもらっていた部分がありまして、その部分の届け出が抜けていたのが今回の整理で判明しましたので、これを機に出して頂いたものとなっております。工事の方は既に完了してしましまして、砂利敷の部分となっております。以上です。

○議長 はい、漏れていたという事でございます。事務局の説明が終わりました。どなたか質疑はございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ない様ですので、これで報告第1号の進行番号1を終わりたいと思います。

次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1を上程致します。事務局お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第2号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1・東部地区。該当地と致しまして、大谷字上原。地目台帳及び現況が畑。面積が274㎡になります。農地法第18条第1項のただし書きに該当する理由と致しまして、双方の合意により解約となります。土地の引き渡し時期と致しましては、令和7年11月30日となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

質疑がなしという事で、これで報告第2号の進行番号1を終わりたいと思います。

次に報告第2号の進行番号2を上程致します。事務局お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・東部地区。該当地と致しまして、大谷字川前。地目台帳及び現況が田。面積が325㎡となっております。農地法第18条第1項のただし書きに該当する理由は双方の合意による解約です。土地の引き渡し時期は令和7年11月30日となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「なし。」の声あり。）

なしという事でございますので、これで報告第2号の進行番号2を終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に報告第3号「農地現状変更届について」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第3号「農地現状変更届について」進行番号1・金ヶ瀬地区。該当地と致しまして、金ヶ瀬字湯尻前。地目台帳及び現況田。面積が559㎡です。その外2筆ございまして、合計田3筆で1,410㎡となっております。届出年月日としては令和7年9月22日です。現状変更の理由と致しまして、当該土地について、耕作至便のため、0.5m盛土を行い、畑として活用するとなっております。以上です。

- 議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「なし。」の声あり。）
- これもないという事で、質疑なしと認めまして、これで報告第3号の進行番号1を終わりたいと思います。
- 次に進行番号2を上程致します。事務局説明をお願い致します。
- 事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。該当地と致しまして、金ヶ瀬字湯尻前。地目台帳及び現況が田。面積が452㎡です。その外3筆ございまして、合計田4筆で2,446㎡となっております。届出年月日は令和7年9月26日になっております。現状変更の理由と致しましては、当該土地について、耕作至便のため、0.8m盛土を行い、畑として活用するとなっております。以上です。
- 議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木勉委員 はい、盛土が80cmっていう事は結構な高さですが、他の田んぼとか周辺には影響はないのですか？
- 議長 長 はい、事務局。
- 事務局係長 はい。80cmという事ですが、こちら湯尻の一画の方で既に高くなっている方に合わせるようになるそうです。ここは低い方になっていた様で、今回最大の所で出してきたので80cmみたいですけど、最終的には全て合わせる様な計画のようです。
- 議長 長 はい、鈴木委員よろしいですか？
- 鈴木勉委員 はい。
- 議長 長 はい。付随しますけど私その隣の田んぼを作っていますけど、影響はないです。よろしくをお願いします。では質疑なしという事で、報告第3号の進行番号2を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- 次に進行番号3を上程致します。事務局説明をお願いします。
- 事務局主事 はい、進行番号3・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字休坂前。地目台帳及び現況が田。面積が599㎡です。その外1筆ございまして、こちら合計田4筆と書いてありますが、2筆に訂正をして頂ければと思います。こちら2筆合わせて1,275㎡です。届出年月日と致しましては令和7年10月10日。現状変更の理由と致しまして、当該土地について、耕作至便のため、土水路を整備するという事でした。以上です。
- 議長 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- はい。なしという事で、これで報告第3号の進行番号3を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- その他皆さんの方から何かございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- ありませんという事ですので、以上を持ちまして本日の案件は全て終了しました。大変お疲れ様でございました。これで終わりたいと思います。
- 事務局長 はい、会長ありがとうございます。それでは最後に閉会の挨拶を庄司職務代理者よりお願い致します。
- 会長職務代理者 はい、今日はご苦労様です。会議を終わります。
- （「お疲れ様でした。」の声あり。）

午前 10 時 34 分 閉会

令和7年10月27日の会議録署名委員

議 長 長 山 清 市



署名委員（7番委員） 鈴 木 勉



署名委員（8番委員） 松 井 誠 子



令和7年10月 第10回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）